

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和六年度答申第七号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（こども家庭課）

諮問日：令和5年1月27日

（令和4年度諮問第20号）

答申日：令和6年12月12日

（令和6年度答申第7号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和4年5月5日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条第4項の規定に基づく児童手当・特例給付支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和4年12月27日付け審理第124号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和5年1月27日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6(2)に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 審査庁の考え

審査請求人の子（以下「対象児童」という。）は出生時から審査請求人と同居し

ていないこと、審査請求人の妻と審査請求人が別居していること及び審査請求人の妻が居住する地方公共団体（以下「居住自治体」という。）において対象児童と同居していることについては、争いがない。

処分庁は、居住自治体から審査請求人の妻を法第4条第4項の規定が適用されることにより、同条第1項第1号に掲げる者として児童手当の支給要件に該当する者と認定した旨記載された「児童手当・特例給付における同居父母に係る認定について（通知）」（以下「本件通知」という。）を受領し、審査請求人の妻が審査請求人に対して離婚請求訴訟を提起していること及び対象児童と同居する審査請求人の妻が居住自治体において児童手当の受給資格が認定されたことを確認したことが認められる。

- (2) 法第4条第1項第1号は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母に対し児童手当を支給することを規定しているが、同条第4項は、同条第1項第1号の適用において、児童の父又は母が、他の父又は母と生計を同じくしないときは、当該児童は、当該児童と同居する父又は母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと規定している。

したがって、児童の父と母が生計を同じくしないときは、当該児童と同居する父又は母に児童手当が支給されることとなる。

- (3) 児童の父母が離婚協議中である場合の取扱いについては、広島県健康福祉局こども家庭課が作成した「令和4年度児童手当事務担当者資料」において、「離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している方の親が日常生活の主宰者と認められることから、その児童と同居している者を支給要件に該当する者として取扱う。」とされている。これは、「児童手当法の一部を改正する法律等の施行について」（平成24年3月31日雇児発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）第2の1(6)において示された内容に沿ったものであり、妥当なものと認められる。

- (4) 本件について、局長通知第2の1(6)に照らせば、審査請求人の妻は、審査請求人と別居し、離婚請求訴訟を提起していることから、審査請求人と生計を同じくしないものと解されることとなる。

そうすると、法第4条第4項の規定により、同条第1項第1号の適用においては、対象児童は、同居している審査請求人の妻によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされ、その結果、審査請求人の妻が同号に該当する者として児童手当の受給資格を有することとなり（審査請求人の妻は、居住自治体において児童手当の受給資格が認定されている。）、審査請求人は同号に該当する者ではないため児童手当の受給資格を失うこととなる。

したがって、処分庁が、審査請求人について児童手当の支給事由が消滅したものと判断したことに違法又は不当な点はない。

(5) 手続について

処分庁は、本件通知を受領したことにより、児童手当市町村事務処理ガイドライン（「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知。以下「内閣府通知」という。））に添付されているもの。以下「ガイドライン」という。）第22条第2号及びA市児童手当事務取扱要綱（平成〇年市訓令第〇号。以下「要綱」という。）第〇条第〇号に沿って、職権により審査請求人について児童手当の支給事由消滅の処理を行い、本件処分を行ったものであり、その手続に問題は認められない。

(6) 以上を総合すると、審査請求人について児童手当の支給事由が消滅したとして行われた本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和5年1月27日）

2 第1回審議（令和6年10月25日）
本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和6年12月12日）
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 本件について、法令には、次のように定められている。

ア 法

第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

(1) 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。）

- 3 第1項第1号又は第2号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第7条 児童手当の支給要件に該当する者（第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（……）の市町村長（……）の認定を受けなければならない。

第8条 市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

- 2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を曳給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。

イ 局長通知

第2 児童手当等の支給に関する事項

- 1 支給要件（法第4条、第5条、附則第2条及び第3条、令（審査会注：政令を指す。）第1条並びに規則（審査会注：児童手当法施行規則（昭和

46年厚生省令第33号。以下「省令」という。)を指す。)第1条の3関係)

(3) 法第4条第1項にいう「監護」、「生計を同じくする」及び「生計を維持する」とは、それぞれ次のように解するものであること。

① 「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいうものである。しかし、必ずしも児童と同居している必要はなく、また、児童の生計費の負担というような経済的要素は含まないものであること。

従って、勤務、修学、療養等の事情により、児童と養育者とが起居を共にしていない場合であっても、現に監督、保護を行っているとして認められる限りにおいては、「監護」の要件を満たしているとして取り扱って差し支えないものであること。

② 「生計を同じくする」とは、児童と養育者との間に生活の一体性があることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではないこと。

従って、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共にしていないが、別居の事由が消滅したときは再び起居を共にすると認められ、かつ、児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合は、「生計を同じくする」に該当するものである。

再び起居を共にするとは、新たに生まれた児童は別として、原則として従前同居しており、再び同居すると認められる場合をいうものであること。

なお、児童と養育者が同居している場合には、明らかに生計を異にするとして認められる場合を除き、「生計を同じくする」として取り扱って差し支えないものであること。

③ 「生計を維持する」とは、児童の生計費の大半を支出していることをいうが、生計維持のための資金は、必ずしも養育者本人の資産又は所得である必要はない。すなわち、その者が他から仕送りを受け、あるいは生活保護を受けている場合でも差し支えない。しかし、児童の所得、児童自身に支給される公的給付のように、児童の所有に属する金銭又は児童の養育費にあてるためのその兄弟等からの送金が児童の生計費の主な部分を占めている場合には、養育者が当該児童についてその「生計を維持する」ものとは認められないものであること。

(4) 法第4条第1項第1号又は第2号の場合において、父又は母、未成年

後見人並びに父母指定者のうちいずれか2以上の者が支給要件に該当する場合の取扱いについては、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のいずれを当該児童の生計を維持する程度が高い者であるとするかについては、一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、妥当と認められる者をもって該当者とする事となるが、その判断にあたっては、まず父母等の所得の状況を考慮すること。

ただし、以下についても確認の上、諸事情を総合的に考慮して、生計を維持する程度の高い者を判断すべきであること。

イ 住民票上の取扱い（父母どちらが世帯主になっているか）

ロ 健康保険の適用状況（父母のどちらが世帯主になっているか）

ハ 住民税等の扶養親族の取扱い（父母のどちらの扶養親族になっているか）

- (6) (4)又は(5)にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（いずれか一の者が当該児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすこと。

すなわち、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している者が日常生活の主宰者と認められることから、当該同居している者を支給要件に該当する者として取り扱うものであること。

なお、仕事上の転勤等で父又は母のいずれかが単身赴任し、児童と別居しているような場合は、別居後も父母は生計を同じくしているものと考えられることから、当該児童と同居している者をもって支給要件に該当する者とするのではなく、児童の生計を維持する程度が高い者をもって支給要件に該当する者として取り扱うものであること。

また、法第4条第2項から第4項までの規定の適用は、認定の際提出される認定請求書等に基づき行うこと。

ウ ガイドライン（本件処分時適用のもの。以下同じ。）

第10条

- 3 前項の規定によって審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに次により処理するものとする。

- (5) 同居父母を認定した場合は、当該同居父母以外に児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村（当該者が公務員である場合はその所属庁）に対して、同居父母を認定する旨を連絡するとともに、様式第8号により通知すること。（当該同居父母以外の者が同居父母と異なる市町村に住所を有する場合又は公務員として所属庁において受給している場合に限る。）

第21条 規則第7条の届書（以下「受給事由消滅届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、その台帳を除いて別に保管すること。
- (2) 様式第12号又は様式第13号（施設等受給者用）による通知書を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること。（受給者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）
- (4) 支給対象となる児童と市町村を異にして別居している父母指定者について、前号までの処理をしたときは、児童の住所地の市町村に対して、様式第14号により通知すること。

第22条 受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。次の場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものであること。

- (2) 法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合

エ 要綱

第20条 省令第7条に規定する児童手当・特例給付受給事由消滅届（以下「受給事由消滅届」という。）又は児童手当受給事由消滅届（施設等受給者用）（以下「受給事由消滅届（施設等受給者用）」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者台帳又は受給者台帳（施設等受給者用）に消滅事由及び消滅年月日を記入し、当該台帳を除いて別に保管すること。
- (2) 支給事由消滅通知書又は支給事由消滅通知書（施設等受給者用）を作成し、受給者に送付すること。
- (3) 住民基本台帳の所定欄に支給終了年月を記入すること（受給者が国、地方公共団体又は法人である場合を除く。）。

- (4) 支給対象となる児童と市町村を異にして別居している父母指定者について、前各号の処理をしたときは、児童の住所地の市町村に対して、様式第14号より通知すること。

第21条 受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等により児童手当等の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて前条の規定の例により処理するものとする。この場合において、次に掲げる場合は、それぞれ職権に基づく処理を行うことができるものとする。

- (2) 法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合

- (2) 児童手当の支給に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。
- (3) 児童手当の支給に関する事務について、地方自治法第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものとして、厚生労働省から局長通知が、内閣府から内閣府通知がそれぞれ示されている（なお、児童手当の支給に関する事務は、平成27年4月に厚生労働省から内閣府へ移管されている。）。
- (4) A市においては、児童手当の支給に関して、要綱が定められている。
- (5) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて「2理由」の項で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

- ア 対象児童は令和2年6月17日に出生し、審査請求人は、審査請求人の妻及び対象児童とは別居していたが、対象児童を監護し、生計を同じくしているとして、令和2年7月1日付けで処分庁に児童手当の受給資格の認定請求を行った。
- イ 処分庁は、令和2年7月27日付けで審査請求人について児童手当の受給資格の認定を行い、同月分から児童手当の支給を開始した。
- ウ 令和3年12月24日、審査請求人の妻は、審査請求人に対し離婚を求める訴訟をB家庭裁判所C支部に提起した。
- エ 処分庁は、令和4年3月22日、居住自治体から、本件通知を受領した。
- オ 処分庁は、令和4年3月23日、審査請求人について、対象児童との間の監護・生計関係が消滅したとして、本件処分を行うことを決定し、その旨を審査請求人に通知した。
- カ 審査請求人は、令和4年5月5日付けで広島県知事に対し本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- (2) 本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

ア 対象児童は出生時から審査請求人とは同居していないこと、審査請求人の妻と審査請求人が別居していること及び審査請求人の妻が居住自治体において対象児童と同居していることについては、争いが無い。

処分庁は、本件通知により、審査請求人の妻が審査請求人に対して離婚訴訟を提起していること及び対象児童と同居する審査請求人の妻が居住自治体において児童手当の受給資格が認定されたことを確認したことが認められる。

イ 法第4条第1項第1号は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母に対し児童手当を支給することを規定しているが、同条第4項は、同条第1項第1号の適用において、児童の父又は母が、他の父又は母と生計を同じくしないときは、当該児童は、当該児童と同居する父又は母によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすと規定している。したがって、児童の父と母が生計を同じくしないときは、当該児童と同居する父又は母に児童手当が支給されることとなる。

ウ 児童の父母が離婚協議中である場合の取扱いについては、広島県健康福祉局子ども家庭課が作成した「令和4年度児童手当事務担当者資料」において、「離婚し、又は離婚協議中である父母が別居しているような場合、当該父母は生計を同じくしないものと考えられ、このような場合は、児童と同居している方の親が日常生活の主宰者と認められることから、その児童と同居している者を支給要件に該当する者として取扱う。」とされている。これは、局長通知第2の1(6)において示された内容に沿ったものであり、妥当なものと認められる。

エ 本件について、局長通知第2の1(6)に照らせば、審査請求人の妻は、審査請求人と別居し、離婚訴訟を提起していることから、審査請求人と生計を同じくしないものと解される。

そうすると、法第4条第4項の規定により、同条第1項第1号の適用においては、対象児童は、同居している審査請求人の妻によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなされ、その結果、審査請求人の妻が同号に該当する者として児童手当の受給資格を有することとなり（審査請求人の妻は、居住自治体において児童手当の受給資格が認定されている。）、審査請求人は同号に該当する者ではないため児童手当の受給資格を失うこととなる。

この点、審査請求人は、審査請求人の妻からの離婚訴訟に対して全面的に争っており、婚姻費及び対象児童の養育費も負担している旨主張するが、前記の関係法令等や事実関係に照らせば、審査請求人が児童手当の受給資格を喪失したことは明らかであり、上記主張は、上記判断を左右するものではなく、採用の限りではない。

オ 本件処分の手続について

前示のとおり審査請求人の主張は採用できないが、本件処分について手続の点で問題がなかったか、検討する。

処分庁は、本件通知を受領したことにより、ガイドライン第22条第2号及び要綱第〇条第〇号に沿って、職権により審査請求人について児童手当の支給事由消滅の処理を行い、本件処分を行ったものであり、その手続に問題は認められない。以上を総合すると、審査請求人について児童手当の支給事由が消滅したとして行われた本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。